

告 示

埼玉県告示第五百十七号

測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（一般国道百二十五号（栗橋大利根バイパス） 道路台帳整備）

三 作業地域

加須市北大桑地内外

四 作業期間

令和二年三月三十一日から令和二年九月三十日まで